前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額	とあるのは
八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当する額	

「

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の四十四・六五に相当する額

」と、同表三月の項及び新令第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは「百分の四十四・六五」とする。

2　平成三十二年度及び平成三十三年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表及び第四十四条の九第三項中「百分の四十・八五」とあるのは、「百分の四十四・六五」とする。

3　平成三十四年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項及び第四十四条の九第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条の八第二項の表八月の項	差額	差額の百分の四十四・六五に相当する額
	収入額に	収入額の百分の四十・八五に相当する額に
	減額した額の百分の四十・八五に相当する額	減額した額
第四十四条の九第三項	前条第二項の表	前条第二項の表八月の項中「差額の百分の四十・六五に相当する額」とあるのは「差額」と、「収入額の百分の四十・八五に相当する額に」とあるのは「収入額に」と、「減額した額」とあるのは「減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と、同表十二月の項及び三月の項
	、「を基礎	「を基礎

（市町村民税に関する経過措置）

第六条　新令第四十八条の九及び附則第四条の七第二項の規定の適用については、平成三十二年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の九	に特例控除対象寄附金	支出したものに限る。）	
とする		と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得税法第三十二条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十三条第二項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする	
	附則第四条の七第二項	とする	

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告に関する経過措置）

第八条　この政令の施行の日（次条第二項において「施行日」という。）から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令第五十八条の規定の適用については、同条中「並びに第三十三条の二」とあるのは、「及び第三十三条の二」とする。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　平成三十年度以前の年度における地方財政法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額の算定については、第四条の規定による改正後の地方財政法施行令（次項において「新地方財政法施行令」という。）第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日から平成三十一年九月三十日までの間における新地方財政法施行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、新地方財政法施行令附則第十条の表第一号イの項、第十一条の表第一号イの項及び第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」とあるのは「及び」と、「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法」とあるのは「地方交付税法」と、新地方財政法施行令附則第十三条の表第一号イの項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下イにおいて「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下イにおいて「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」とする。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第五条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令（次項において「新資金令」という。）第四条の二第六項及び附則第三項の規定は、平成三十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成三十年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。